

(様式2)

年 月 日

大阪市長 様

生産緑地地区の指定同意書

生産緑地法（昭和49年法律第68号）第3条第3項の規定に基づき、下記地番における生産緑地地区に関する都市計画の案に同意します。

権利者氏名	権利者住所	権利の種類

記

土地の所在			
地目		地積 (㎡)	
主たる 従事者	氏名		
	住所		

* 生産緑地地区指定希望申出者 _____

同意書の提出に際して（記入上の注意事項等）

- (1) 同意書は、生産緑地地区の指定に同意する土地1筆につき、1枚を使用願います。
- (2) 権利の種類とは、所有権、対抗要件を備えた地上権若しくは賃借権、登記された永小作権、先取特権、質権、抵当権等をいいます。
- (3) 主たる従事者とは、その者が従事できなくなったため、当該生産緑地における農林漁業経営が客観的に不可能となるような場合における当該者をいいます。
- (4) 同意書には、申請者及び農地等利害関係人の本人確認書類の写し（免許証、パスポートなど）を添付願います。法人にあっては定款又は寄付行為の写しを添付願います。

生産緑地地区に関する都市計画の案についての同意に際して

- (1) 生産緑地地区の都市計画決定には、農地所有者その他関係権利者全員の同意が必要です。
- (2) 生産緑地地区の都市計画決定については、指定後、公共施設等の施行等に伴い、都市計画の変更が行われる場合もあります。
- (3) 生産緑地法第7条第1項の規定により、生産緑地について使用又は収益をする権利を有する方は、当該生産緑地を農地等として管理しなければなりません。
又、同条第2項の規定により、これらの方は、市長に対し、当該生産緑地を農地等として管理するため必要な助言、土地の交換のあっせんその他の援助を求めることができます。
- (4) 生産緑地法第8条の規定により、生産緑地地区内においては、次に掲げる行為を行う場合、市長の許可を受けなければなりません。
 - ① 建築物その他の工作物の新築、改築又は増築
 - ② 宅地の造成、土地の採取その他の土地の形質の変更
 - ③ 水面の埋立て又は干拓また、第17条の規定により、市長は、生産緑地の保全のため必要があると認めるときは、当該許可行為の実施状況その他必要な事項について報告を求めることがあります。
- (5) 生産緑地法第10条の規定により、都市計画法第20条第1項の告示の日から起算して30年を経過したとき、又は告示後当該生産緑地に係る農林漁業の主たる従事者（一定割合以上従事している者を含む）が死亡若しくは従事することを不可能にさせる故障を有するに至ったときは、市長に対し、買取りを申し出ることができます。
なお、申出にあたっては、生産緑地に係る農業の主たる従事者についての証明書の添付が必要です。
- (6) 生産緑地法第15条第1項の規定により、第10条の規定による申出ができない場合であっても、疾病等により農林漁業に従事することが困難である等の特別の事情があるときは、市長に対し、買取りの希望を申し出ることができます。
- (7) 次の場合には、その変更された内容について、市長あて届出をされるようお願いいたします。
 - ① 所有者の異動があった場合
 - ② 主たる従事者が変更された場合